

静岡県告示第553号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年9月15日

静岡県知事 川勝平太

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	漁業者の数
うなぎ稚魚漁業（メッコ網）	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	浜松市西区、北区及び湖西市に住所又は事業所を有する者	法人1（従事者数213名以内） 又は 個人213
うなぎ稚魚漁業（たも・さで）	操業区域の2		船舶使用不可	船舶使用不可	浜松市南区に住所又は事業所を有する者	法人1（従事者数102名以内） 又は 個人102
うなぎ稚魚漁業（たも・さで）	操業区域の3		船舶使用不可	船舶使用不可	磐田市竜洋地区及び駒場地区に住所又は事業所を有する者	法人1（従事者数44名以内） 又は 個人44
うなぎ稚魚漁業（たも・さで・瀬張網）	操業区域の4		定めなし	定めなし	磐田市福田地区又は袋井市浅羽地区に住所又は事業所を有する者	法人1（従事者数119名以内） 又は 個人119
うなぎ稚魚漁業（たも・さで、ぶったい、瀬張網）	操業区域の5		定めなし	定めなし	掛川市に住所又は事業所を有する者	法人1（従事者数11名以内） 又は 個人11

うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の6		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧大東町大浜 地区に住所又 は事業所を有 する者	法人1 (従事者 数49名以内) 又は 個人49
うなぎ稚魚 漁業 (三日月た も、たも・ さで)	操業区域の7		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧浜岡町に住 所又は事業所 を有する者	法人1 (従事者 数55名以内) 又は 個人55
うなぎ稚魚 漁業 (三日月た も、たも・ さで)	操業区域の8		船舶使用 不可	船舶使用 不可	御前崎市御前 崎地区及び白 羽地区に住所 又は事業所を 有する者	法人1 (従事者 数38名以内) 又は 個人38
うなぎ稚魚 漁業 (三日月た も、たも・ さで、う げ)	操業区域の9		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧相良町に住 所又は事業所 を有する者	法人1 (従事者 数40名以内) 又は 個人40
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で)	操業区域の10		船舶使用 不可	船舶使用 不可	牧之原市に住 所又は事業所 を有する者	法人1 (従事者 数26名以内) 又は 個人26
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の11		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧榛原町に住 所又は事業所 を有する者	法人1 (従事者 数32名以内) 又は 個人32
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の12		船舶使用 不可	船舶使用 不可	吉田町に住所 又は事業所を 有する者	法人1 (従事者 数81名以内) 又は 個人81

うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の13		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧大井川町に 住所又は事業 所を有する者	法人1 (従事者 数40名以内) 又は 個人40
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の14		船舶使用 不可	船舶使用 不可	焼津市に住所 又は事業所を 有する者	法人1 (従事者 数25名以内) 又は 個人25
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の15		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市駿河区 に住所又は事 業所を有する 者	法人1 (従事者 数9名以内) 又は 個人9
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の16		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市清水区 に住所又は事 業所を有する 者	法人1 (従事者 数8名以内) 又は 個人8
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の17		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市清水区 由比地区、蒲 原地区又は富 士市に住所又 は事業所を有 する者	法人1 (従事者 数9名以内) 又は 個人9
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で、ぶっ たい)	操業区域の18		船舶使用 不可	船舶使用 不可	富士市に住所 又は事業所を 有する者	法人1 (従事者 数5名以内) 又は 個人5
うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で)	操業区域の19		船舶使用 不可	船舶使用 不可	南伊豆町に住 所又は事業所 を有する者	法人1 (従事者 数2名以内) 又は 個人2

うなぎ稚魚 漁業 (たも・さ で)	操業区域の20		船舶使用 不可	船舶使用 不可	沼津市又は清 水町に住所又 は事業所を有 する者	法人1 (従事者 数8名以内) 又は 個人8
----------------------------	---------	--	------------	------------	-----------------------------------	---------------------------------

2 別記操業区域

番号	操業区域
操業区域の1	<p>(1) 浜名湖一円及び今切口新居離岸堤内側 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれる区域及び ホ、へ、ト、チ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれる区域を除く。</p> <p>点の位置</p> <p>イ JR第3鉄橋の西側から5番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ロ JR第3鉄橋の西側から11番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ハ JR第3鉄橋の西側から11番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 ニ JR第3鉄橋の西側から5番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 ホ 浜名大橋の西側から3番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 へ 浜名大橋の西側から6番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ト 浜名大橋の西側から6番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 チ 浜名大橋の西側から3番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点</p>
操業区域の2	<p>(1) 天竜川の国道150号線掛塚橋下流端から河口までの右岸の区域及び同河口右岸から 西へ400mに至る海岸域並びに掛塚橋7番ピーヤから国道150号線遠州大橋6番ピーヤ 及び河口中央を結んだ線より右岸寄りの中洲。ただし、右岸堤防の距離標(1km) と左岸堤防の距離標(1km)を結んだ線より下流側の中洲は除く。</p> <p>(2) 馬込川の国道1号線馬込新橋下流端から河口まで及び馬込川河口左岸から東へ300 mの地点より河口右岸から西へ300mの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 芳川の江之島新橋下流端から馬込川合流点までの区域</p>
操業区域の3	<p>(1) 天竜川の国道150号線掛塚橋下流端から河口までの左岸の区域及び同河口左岸から 東へ700メートルに至る海岸域並びに掛塚橋7番ピーヤから国道150号線遠州大橋6番 ピーヤ及び河口中央を結んだ線より左岸寄りの中洲</p>
操業区域の4	<p>たも・さでの場合</p> <p>(1) 仿僧川の西橋下流端から太田川合流点に至る区域 (2) 太田川の県道403号線二瀬西橋下流端から河口に至る区域 (3) 原野谷川の諸井橋下流端から太田川合流点に至る区域 (4) 太田川河口右岸から西へ200メートルの海岸域 (5) 福田漁港内</p>

	<p>ただし、(5)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p> <p>瀬張網の場合</p> <p>(1) 仿僧川の西橋下流端から太田川合流点に至る区域</p> <p>(2) 太田川の東岸旧豊浜前川合流点上端から上流に向かって約50メートルから約150メートルの間</p>
操業区域の5	<p>たも・さで、ぶったいの場合</p> <p>(1) 弁財天川の国道150号線弁財天川橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から東へ100メートルの地点より右岸から西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>瀬張網の場合</p> <p>(1) 弁財天川の国道150号線弁財天川橋下流端から河口までの区域</p>
操業区域の6	<p>(1) 菊川の鹿島橋下流端から河口に至る区域</p> <p>(2) 与惣川の与惣川橋下流端から菊川との合流点に至る区域</p> <p>(3) 牛淵川の鹿島橋下流端から菊川との合流点に至る区域</p> <p>(4) 高松川の汐風橋下流端から菊川との合流点までの区域及び大東マリーナ内</p> <p>(5) 菊川河口左岸から東へ1,500メートルの地点より右岸から西へ1,500メートルの地点に至る海岸域</p>
操業区域の7	<p>(1) 箴川の県道357号線小塩橋上流端から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域（ただし旧浜岡町の範囲に限る）</p> <p>(2) 新野川の右岸側株式会社リプロ（御前崎市池新田8633番地）南西端と御前崎市佐倉の新野川左岸堤防の静岡県距離鋺（0.6km点）を結んだ線から河口に至るまでの区域及び新野川河口並びに河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 西村川放水路コンクリート出口から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(4) 御手洗川放水路コンクリート出口から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p>
操業区域の8	<p>(1) 御前崎港内</p> <p>(2) 元根川の河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 御前崎ファミリーオートキャンプ場前の海岸のスロープより元太平閣建物前の海岸に至る海岸域</p> <p>(4) 渚の交番前の海岸よりみさき広場前の海岸のスロープに至る海岸域</p> <p>(5) 御前崎燈台の南西方向（真方位225度）の海岸より潮騒広場前の海岸に至る海岸域</p> <p>(6) みさき墓園の南西方向（真方位210度）の海岸より航空自衛隊御前崎分屯基地の西</p>

	<p>側を流れる水路の河口に至る海岸域</p> <p>(7) 東松沢川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(8) 西松沢川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(9) 原前川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(10) 中西川の中西橋下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(11) 箴川の緑橋下流端から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域（ただし旧御前崎町の範囲に限る）</p> <p>(12) 旧御前崎町と旧浜岡町との境界線から東へ150メートルの地点に至る海岸域 ただし、(1)の区域内であっても、「海上における人命の安全のための国際条約（通称：SOLAS条約）」に基づき立入禁止となっている区域及びその他港湾管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
<p>操業区域の9</p>	<p>たも・さで、ぶったいの場合</p> <p>(1) 相良港（坂井平田地区）内</p> <p>(2) 萩間川の天の川合流点の上流250メートルの地点から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 相良港（相良地区）内</p> <p>(4) 大久保川の大久保川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(5) 須々木川の須々木川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(6) 倉沢川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(7) 西藤川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(8) 甚太郎川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(9) 東沢川東沢橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(10) 地頭方都市下水路の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(11) 地頭方漁港内及び同漁港から北へ100メートルの地点に至る海岸域</p>

	<p>ただし、(1)、(3)及び(II)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p> <p>うげの場合</p> <p>(1) 萩間川の菅ヶ谷川合流地点から新橋下流端までの区域</p>
操業区域の10	<p>(1) 堺川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域（ただし旧相良町の範囲に限る）</p> <p>(2) 大磯川の大磯川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 相良港（坂井平田地区）内</p> <p>(4) 萩間川の天の川合流点の上流250メートルの地点から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(5) 相良港（相良地区）内</p> <p>(6) 須々木川の須々木川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(7) 地代川の地代川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ200メートルの地点に至る海岸域</p> <p>ただし、(3)及び(5)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の11	<p>(1) 大幡川の花ぞのぼし下流端から河口（吉田漁港）までの区域</p> <p>(2) 湯日川の県道31号線岩留橋下流端から河口（吉田漁港）までの区域</p> <p>(3) 吉田漁港内及び同漁港東側堤防付け根から北東へ50メートル、同漁港西側堤防付け根から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>(4) 坂口谷川の坂口谷川橋下流端から河口までの区域並びに同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>(5) 勝間田川の深谷橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>ただし、(3)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の12	<p>(1) 大幡川の花ぞのぼし下流端から河口（吉田漁港）までの区域</p> <p>(2) 湯日川の県道31号線岩留橋下流端から河口（吉田漁港）までの区域</p> <p>(3) 吉田漁港内及び同漁港東側堤防付け根から北東へ50メートル、同漁港西側堤防付け根から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>(4) 坂口谷川の坂口谷川橋下流端から河口までの区域並びに同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>(5) 勝間田川の深谷橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ50メートル</p>

	<p>の地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域</p> <p>ただし、(3)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の13	<p>(1) 藤守川の県道355号線藤守水門橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(2) 志太田中川の六軒屋大橋下流端から河口(大井川港)に至る区域</p> <p>(3) 大井川港内</p> <p>(4) 大井川河口左岸から大井川港南防波堤灯台に至る海岸域</p> <p>ただし、(3)の区域内であっても、港湾管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の14	<p>(1) 浜当目の東益津排水トンネル出口から左右30メートルに至る海岸域</p> <p>(2) 瀬戸川の牛田橋下流端から河口までの区域及び河口左岸から北へ300メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 朝比奈川の朝比奈川橋下流端から瀬戸川合流点に至る区域</p> <p>(4) 焼津漁港内(焼津地区、新港地区、小川地区)</p> <p>(5) 栃山川の栃山川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ200メートルの地点より河口右岸から南西へ200メートルの地点に至る海岸域</p> <p>ただし、(1)及び(3)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の15	<p>(1) 大谷川放水路の大谷川水門下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ100メートルの地点より河口右岸から西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(2) 浜川の国道150号線浜川大橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(3) 安倍川の右岸の国土交通省標識(0km点)と左岸の国土交通省標識(0km点)を結んだ線から河口までの区域並びに、河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(4) 用宗漁港東防波堤、西防波堤の両先端を結んだ線から港内全域及び小坂川に架かる県道416号線(旧国道150号線)新小坂川橋下流端に至る区域並びに用宗漁港西防波堤より南西へ100メートルの地点に至る海岸域</p> <p>ただし、(4)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の16	<p>(1) 興津第1埠頭西側の付け根(興津4号岸壁東端)から興津第2埠頭東側の付け根(興津5号岸壁西端)までの海岸域</p> <p>(2) 波多打川の国道1号線橋下流端から河口までの区域及び興津第2埠頭西側の付け根(興津14号岸壁右端)から袖師第1埠頭東側の付け根(袖師5号岸壁左端)までの海</p>

	<p>岸域</p> <p>(3) 庵原川のJR東海道本線橋下流端から河口までの区域及び河口右岸10メートルから河口左岸袖師15号岸壁東端に至るまでの海岸域</p> <p>(4) 袖師第2埠頭西側の付け根（蜷川排水路口）から愛染川水門までの海岸域</p> <p>(5) 巴川の国道150号線羽衣橋下流端から河口までの区域及び河口右岸から中田川河口右岸までの海岸域</p> <p>(6) 富士見埠頭南部浄化センター排水口から左右に20メートルの海岸域</p> <p>ただし、(1)～(6)の区域内であっても、「海上における人命の安全のための国際条約（通称：SOLAS条約）」に基づき立入禁止となっている区域及びその他港湾管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。</p>
操業区域の17	<p>(1) 富士川のJR東海道新幹線鉄橋下流端から河口に至る右岸区域及び富士川河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(2) 日本軽金属蒲原工場放水路の防潮堤下流端から河口までの区域並びに同河口から左右へ50メートルに至る海岸線</p> <p>(3) 油缶川の防潮堤下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ30メートルの地点より河口右岸から西へ30メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(4) 向田川の蒲原中道新向田橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ30メートルの地点より河口右岸から西へ30メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(5) 和瀬川の県道370号線共進橋下流端から河口までの区域</p> <p>(6) 由比漁港の外港に流れ込む排水路口及び左右へ20メートルの区域</p>
操業区域の18	<p>(1) 昭和放水路口の左岸から東へ100メートル、右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(2) 潤井川の河口から左右へ50メートルの区域</p> <p>(3) 田子の浦港港口の右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(4) 早川放水路口の左岸から東へ150メートル、右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(5) 富士市元富士排水ひ管口から左右へ50メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(6) 富士川のJR東海道新幹線鉄橋下流端から河口に至る左岸区域及び同河口左岸から東へ100メートルの地点に至る海岸域</p>
操業区域の19	<p>(1) 青野川の加畑橋下流端から河口左岸堤防先端と南伊豆町手石弁財天岬先端を結んだ線で囲まれた水域及び同河口左岸堤防から北東へ200メートルの地点に至る海岸域</p> <p>(2) 青野川支流の旧河道部及び南野川の旧河道部合流点から青野川の合流点までの区域</p> <p>(3) 鯉名川の出会橋下流端から青野川との合流点までの区域</p> <p>(4) 前田川の前田川水門下流端から青野川との合流点までの区域</p> <p>(5) 下流川の浜出橋下流端から河口までの区域及び下流漁港内</p> <p>(6) 広浦川河口から上流へ50メートルまでの区域</p>

操業区域の20	(1) 狩野川の黒瀬橋上流端から河口までの区域
---------	-------------------------

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

4 備考

この公示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年4月30日までとする。